

2026 年 9 月 3 日

No. A&S_041

旧香川県立体育館（船の体育館）の解体中断について

—現状の整理とモダニズム建築保存の展望—

執筆者：弁護士 西山喬祐

1. はじめに

世界的建築家である丹下健三氏が設計した、巨船を想起させる独創的建造物である旧香川県立体育館（以下「本件建物」といいます。）をめぐっては、老朽化による解体を決定した香川県に対し、ニューヨーク近代美術館（MoMA）、ハーバード大学大学院等から保存を求める嘆願書が届き¹、国内では民間資金による買取提案がなされる等²、保存・解体の行方が世界的に大きな注目を集めていました。

解体の方針を維持する香川県に対し、民間資金による買取及びホテルへの転用を目指す民間団体（以下「再生委員会」といいます。）から、解体に係る公金支出の差止めを求める住民訴訟の提起、耐震性能の鑑定を求める証拠保全の申立てがなされ、近隣住民からも解体工事の差止めを求める仮処分³の申立てがなされる等³、議論は法廷闘争に発展しています。

¹ ハーバード大学大学院デザイン学部の学部長ほか教員 24 名の連名による嘆願書について、KSB 瀬戸内海放送「旧香川県立体育館「解体再考を」 ハーバード大学大学院から嘆願書 県は大学名と内容を伏せて公開」（2025 年 7 月 28 日）<https://news.ksb.co.jp/article/15932030>。

ニューヨーク近代美術館（MoMA）等からの嘆願書について、KSB 瀬戸内海放送「旧香川県立体育館解体 NY タイムズに執筆の建築家に聞く「場所の記憶も消え去る」」（2026 年 4 月 16 日）<https://news.ksb.co.jp/article/16502413>。

² KSB 瀬戸内海放送「旧香川県立体育館 民間買い取りで再生する提案を発表 解体費は約 10 億円「税金の使い道の議論も」」（2025 年 7 月 23 日）<https://news.ksb.co.jp/article/15922793>。

³ 住民訴訟の提起について、KSB 瀬戸内海放送「旧香川県立体育館 解体への公金支出差し止めを求め提訴 民間資金での再生を目指す団体」（2025 年 11 月 28 日）<https://news.ksb.co.jp/article/16187773>。

証拠保全の申立てについて、KSB 瀬戸内海放送「旧香川県立体育館の解体費差し止め訴訟 原告側が耐震性の鑑定を申し立てへ」（2026 年 1 月 9 日）<https://news.ksb.co.jp/article/16274850>。

このような中、令和8年9月3日、耐震性能の調査のために、解体工事が一時中断されとの発表がありました。

本稿では、今回の解体中断に係る経緯や事実関係を整理したうえで、今後の展望に言及します。

なお、筆者は本件の住民訴訟等において原告（再生委員会側）の代理人を務めていますが、本稿はあくまでも、当事者の具体的な主張の是非を論じるものではなく、複雑化している状況を整理し、可能な限り正確な事実関係を説明することを目指すものとします。

2. 船の体育館と再生案

本件建物は、世界的建築家である丹下健三氏の設計のもと、昭和39年に第18回国民体育大会主会場として竣工した、高松市福岡町に所在する建造物であり、巨船を想起させる外観から「船の体育館」の通称で親しまれてきました。独創的かつ機能と一体化した構造・外観等から、極めて高い文化的価値を有すると評され、平成26年の閉館後も、戦後モダニズム建築の象徴的な作品として、国内外において文化財保存の専門家、建築界、美術館セクター等から強い危機感と保存要請を伴う注目を受けている状況にありました。

香川県が老朽化を理由に約10億円の解体費を予算に計上し解体を決定した⁴ところ、建築家等を中心に保存・活用を目指す再生委員会が組成され、実績のある内装事業者、ホテル事業者等の協力、複数のファンドの参画予定のもと、民間資金によって体育館を取得し、耐震補強等を施したうえで、ホテル等へ転用することを内容とする再生案が提案されました⁵。この再生案によれば、解体費の支出が不要となるだけでなく、貴重な建築を後世に残し、観光資源としても活用することができるため、大きな期待を集めました。

近隣住民による仮処分の申立てについて、KSB 瀬戸内海放送「「最後の手立て」旧香川県立体育館の解体工事 近隣住民が中止を求める仮処分申請」（2026年6月8日）<https://news.ksb.co.jp/article/16626403>。

⁴ KSB 瀬戸内海放送「船の体育館 解体費用を予算計上で池田知事「やむなく判断」 最新技術で記録保存へ 香川」（2025年2月17日）<https://news.ksb.co.jp/article/15629029>。なお、実際に締結された解体工事請負契約の額は8億4700万円である。（KSB 瀬戸内海放送「旧香川県立体育館の解体工事契約の議案採決へ 県は「倒壊の危険」強調...専門家からは疑問の声も」（2025年12月10日）<https://news.ksb.co.jp/article/16214298>）。

⁵ KSB 瀬戸内海放送「旧香川県立体育館「解体進める」民間の再生提案に県教委が回答 5社の出資・参画意向表明書など提出も...」（2025年8月6日）<https://news.ksb.co.jp/article/15951729>。

しかし、香川県は、「倒壊の危険性」があるため解体を急ぐ必要があることを主な理由として、再生案について具体的な協議や検討をしないまま、当初の予定どおりの解体の手続きを進めました⁶。

香川県の対応を受けて、再生委員会は、住民監査請求、住民訴訟、証拠保全の申立てという法的措置を講じました。

3. 当事者の主張

本稿は個々の主張の是非を論じるものではないため、骨子を記載するにとどめますが、当事者の主張は概ね以下のとおりです。

再生委員会の主張の軸は、「解体費用は不要な支出であり、解体費用を支出することは最少経費最大効果の原則（地方自治法第2条第14項）、必要最小限度支出の原則（地方財政法第4条第1項）に反するため違法であることから、支出の差し止めを求める」というものです。違法性を基礎づける具体的な事実としては、香川県が解体の根拠とする耐震性に関する認識が専門家や診断担当者の見解等に反していること、文化的価値や文化財指定の可能性を軽視していること、代替案についての検討がなされていないこと等を主張しています。

これに対し、香川県からは、本件建物は耐震性能が不足しており「倒壊の恐れ」があるとの判断に問題はないこと、解体の決定にあたっては然るべき手続きを踏んできたこと等が主張されています。

4. 法的手続きの概要

個々の法的手続きの概要は以下のとおりです。

(1) 住民監査請求

住民監査請求は、住民訴訟に先立ち実施される比較的簡易迅速な審査であり、判断権者である監査委員は県議会議員等で構成されています。

⁶ 香川県教育委員会「旧香川県立体育館解体工事の着手について」（2026年4月7日）

<https://www.pref.kagawa.lg.jp/kenkyoui/hokentaiiku/shisetsu/kyuukenritutaiikukansiryoku4.html>。

この住民監査請求は、令和7年11月5日付で棄却となりましたが、監査委員の判断においても、県の説明は一貫性に欠ける面があること等が指摘されました⁷。

(2) 住民訴訟

住民監査請求が棄却されたことを受けて提起された住民訴訟においては、本件建物の耐震性能が大きな争点となっており、建築構造の専門家である専門委員等が5人選任され⁸、本稿執筆時点で審理が続いています。

(3) 証拠保全の申立て

住民訴訟においては本件建物の耐震性能が主要な争点となっていますが、本件建物が解体されてしまえば、耐震性能を明らかにすることが極めて困難となります。

そこで、原告は、本件建物の耐震性能を明らかにするため、耐震性能の調査・鑑定を求めるとともに、その間の解体工事の中断を求める証拠保全の申立てを行いました。

(4) 仮処分の申立て

(1)～(3)の手続きとは別途、近隣住民により、景観利益ないし眺望利益の侵害を理由として、解体工事の差止めを求める民事上の仮処分の申立てがなされており、本稿執筆時点で審理が続いています。

5. 解体工事の中断

前記(3)の証拠保全の申立てについて、裁判所からは証拠保全の必要性が認められる旨の心証が示された一方で、建物解体の着手時期が迫っていたこと等から、通常の証拠保全や鑑定の手続きによっては調査の実施が間に合わない可能性が指摘されました。そこで、裁判所から、被告において任意に解体を中断し、原告において調査の手配を行うことで、原告被告双方の合意の上で耐震性能を明らかにしていくことができないかという旨の提案があり、原告被告双方が合意したため、令和8年9月15日から約1か月間、解体工事が一時中断し、耐震性能の調査が実施されることとなりました。

⁷ 香川県監査委員「旧香川県立体育館解体工事に係る公金の支出」（令和7年度公表分第16号、令和7年11月5日公表）
https://www.pref.kagawa.lg.jp/documents/56736/r7_kekka_kaitai_zenbun.pdf、

KSB 瀬戸内海放送「旧香川県立体育館 解体費用の支出差し止めを求めた住民監査請求を棄却」（2025年11月5日）
<https://news.ksb.co.jp/article/16137107>。

⁸ KSB 瀬戸内海放送「旧香川県立体育館 内装の解体始まる 住民訴訟では専門委員5人選任、証拠保全の必要性判断へ」（2026年6月26日）
<https://news.ksb.co.jp/article/16676571>。

すなわち、証拠保全の申立て及び審理の経過を踏まえ、裁判所の提案のもと、原告被告が双方合意の上で、被告が任意で解体を中断したというのが、今回の解体中断の経緯となります。

6. 今後の展望

今回の解体中断は訴訟内、訴訟外ともに大きな意味を持つと考えられます。

訴訟内では、重要な争点となっている本件建物の耐震性能を鑑定により客観的に明らかにすることに一定のめどが立ったといえ、今後の審理の充実、促進に大きく資するものとなります。

訴訟外においては、結果的に、本件建物の解体を再開するべきか否かにつき、議論する契機と時間的猶予がもたらされたことになります。

耐震性能の鑑定には、現地調査に加えて構造計算による解析が必要となり、構造計算には通常3か月程度の時間を要します。そして、今回の解体中断は、現地調査に必要な期間の解体を中断するものに留まるため、香川県としては、裁判手続きとの関係においては、構造計算の完了前に解体を再開することが理論上は可能となります。

一方で、構造計算の完了を待てば、正確な耐震性能を基に解体の要否を検討することが可能となりますし、仮に建物の解体後に「倒壊の危険性」がないことが分かった場合は取り返しがつかないのではないかという意見もあるでしょう。

本件建物の帰趨は、単に一つの建築物の存廃にとどまるものではありません。戦後モダニズム建築の多くは、今日、老朽化という共通の課題を抱えており、日本各地で保存と解体のいずれを選択すべきかが議論の対象となっています。行政が保有する建築物について、安全性、財政負担、文化的価値及び民間活用の可能性をいかなる手続きと判断過程を経て衡量すべきかという問題は、本件に固有のものではなく、今後、各地で繰り返し問われることになるものと考えられます。

その意味において、本件は、戦後モダニズム建築の保存・解体をめぐる議論、ひいては公有文化財の管理及びその判断過程のあり方に対して大きな影響を与え得る、極めて意義の大きい事案であるといえます。今回の解体中断によってもたらされた時間が、客観的な事実に基づく建設的な議論のために活かされることを期待するとともに、引き続き、その動向を注視してまいります。

執筆者・お問い合わせ先

本ニュースレターに関する一般的なお問い合わせは、下記までご連絡ください。

弁護士 西山喬祐（アソシエイト、第二東京弁護士会）

Email: kyosuke.nishiyama@aplaw.jp

当事務所のニュースレターをご希望の方は[ニュースレター配信申込フォーム](#)よりお手続きをお願いいたします。

また、バックナンバーは[こちら](#)よりご覧いただけます。

このニュースレターは、現行の又は予想される規制を網羅的に解説したものではなく、著者が重要だと考える部分に限って、その概要を記載したものです。このニュースレターに記載されている意見は著者個人の意見であり、渥美坂井法律事務所・外国法共同事業（「渥美坂井」）の見解を示すものではありません。著者は明白な誤りを避けるよう合理的な努力は行いましたが、著者も渥美坂井もこのニュースレターの正確性を保証するものではありません。著者も渥美坂井も読者がこのニュースレターに依拠することによって生じる損害を賠償する責任を負いません。取引を行う場合には、このニュースレターに依拠せずに渥美坂井の弁護士にご相談ください。

東京オフィス | Tokyo Head Office

〒100-0011 東京都千代田区
内幸町 2-2-2
富国生命ビル（総合受付：16F）



大阪提携オフィス |

Osaka Affiliate Office

（A&S 大阪法律事務所）
〒530-0005 大阪府大阪市北区
中之島 2-3-18
中之島フェスティバルタワー16階

福岡提携オフィス |

Fukuoka Affiliate Office

（A&S 福岡法律事務所）
〒810-0001 福岡県福岡市中央区天神
2丁目 12-1 天神ビル 10階



ニューヨーク提携オフィス | New York Affiliate Office

1120 Avenue of the Americas,
4th Floor
New York, New York 10036



ロンドンオフィス | London Office

85 Gresham Street,
London EC2V 7NQ, United Kingdom



フランクフルト提携オフィス | Frankfurt Affiliate Office

Barckhausstraße 1 (8th Floor), 60325
Frankfurt am Main, Germany



ブリュッセルオフィス | Brussels Office

CBR Building, Chaussée de la Hulpe
185, 1170, Brussels, Belgium



ホーチミンオフィス | Ho Chi Minh Office

10F, The NEXUS building, 3A-3B Ton
Duc Thang Street, Sai Gon Ward, Ho
Chi Minh City, Vietnam

